

R7集落活性化支援事業助成金チラシ
猿沢地域まちづくり協議会

R7集落活性化支援事業助成金について

猿沢地域まちづくり協議会では、各集落や団体で行われる個性豊かな事業を支援し、まちづくりの原点ともいえる集落コミュニティの活性化を目指すため、集落活性化支援事業助成金を交付します。

- ・事業費の3分の2を助成します。上限額は年間5万円です。
- ・集落、公民館等その他、「猿沢地域内で活動する団体」も対象です。

※「猿沢地域内で活動する団体」とは、構成員の7割以上を猿沢地域に住所を有する者で構成し、猿沢地域内で次の①～⑪のいずれかの事業を行う団体をいいます。

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------|
| ①芸術・文化・スポーツ事業 | ②防犯・防災対策事業 | ③景観・環境保全事業 |
| ④健康づくり事業 | ⑤高齢者福祉事業 | ⑥青少年健全育成事業 |
| ⑦子育て支援事業 | ⑧産業・観光振興事業 | ⑨文化伝承・後継者育成事業 |
| ⑩定住・地域間交流事業 | ⑪その他特に協議会が認める事業 | |

こんな事業もやっています（事業例）



【若者世代による観葉植物栽培】

- ・遊休農地に観葉植物の苗を栽培し、若い世代が中心となりコミュニケーションの活性化を図る



【集落研修事業】

- ・観光地や文化施設を巡り視野を広げるとともに区民相互の連帯感を高める

事業の概要については裏面をご覧ください

R7集落活性化支援事業助成金について

猿沢地域まちづくり協議会では、各集落や団体で行われる個性豊かな事業を支援することにより、まちづくりの原点ともいえる集落コミュニティの活性化を目指します。



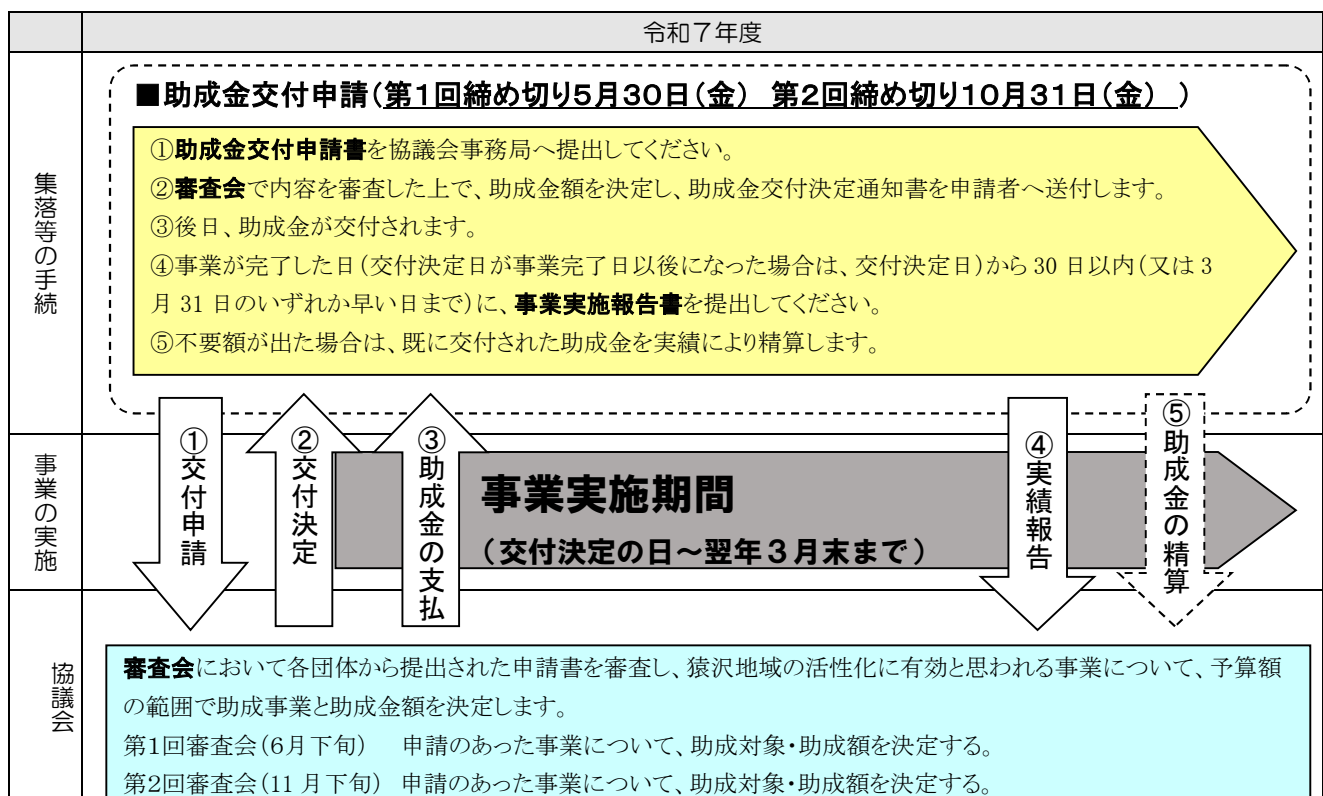
1 助成金の対象となる事業及び金額

集落、集落の連合体、猿沢地域内で活動する団体の事業に対し、予算の範囲内で事業内容に応じて助成します。詳細は、「集落活性化支援事業助成金交付要綱」をご覧ください。

事業区分	助成割合	申請区分（集落単位）	備 考
①芸術・文化・スポーツ事業 ②防犯・防災対策事業 ③景観・環境保全事業 ④健康づくり事業 ⑤高齢者福祉事業 ⑥青少年健全育成事業 ⑦子育て支援事業 ⑧産業・観光振興事業 ⑨文化伝承・後継者育成事業 ⑩定住・地域間交流事業 ⑪その他特に協議会が認める事業	事業費の 2/3以内	一団体当り助成額 5万円（上限）	◆事業費が1万円未満でも助成対象となります。 ◆毎年度、予算の範囲内で補助します。 ◆申請事業数に制限はありません。 ◆次の経費は助成の対象外です。 (1)事業関係者への報酬・手当等 (2)事業終了後の慰労会・懇親会等の経費（スタッフの弁当代、お茶代を除く） (3)領収書・レシート等により確認できない経費 (4)その他、適切でないと認められる経費

※地域内で活動する団体：構成員の7割以上を猿沢地域に住所を有する者で構成し、猿沢地域内で上記①～⑪のいずれかの事業を行う団体をいう。

2 助成金の手続に関する流れ



3 集落活性化支援事業助成金に関する要綱及び様式

本事業の要綱や、申請書等関係書類は、協議会事務局から各集落区長さんへ送付しております。電子データ（Word形式）もございますので、お気軽にお申し出ください。猿沢まち協公式HPからも閲覧、ダウンロード可能です。

猿沢地域まちづくり協議会 事務局

事務所：〒958-0251 村上市岩沢 5611 番地 村上市朝日支所 地域振興課自治振興室 担当：近藤

電 話：72-6881 F A X：72-0328 猿沢まち協公式 HP：<http://www.city.murakami.lg.jp/site/sarusawa/>